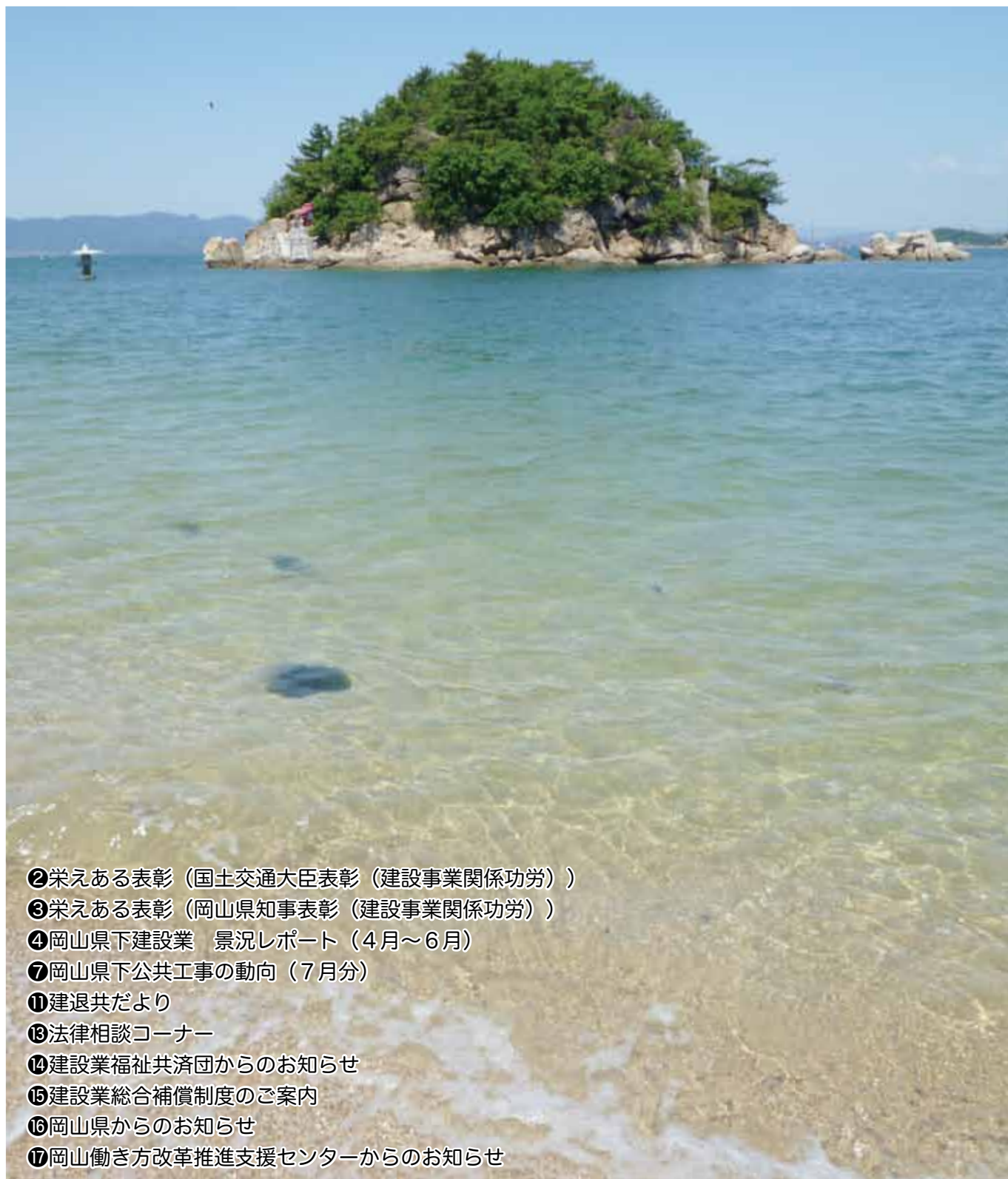


Okakenkyo News Letter

2025
8月
864号

岡山県建設業協会 会報



- ②栄えある表彰（国土交通大臣表彰（建設事業関係功労））
- ③栄えある表彰（岡山県知事表彰（建設事業関係功労））
- ④岡山県下建設業 景況レポート（4月～6月）
- ⑦岡山県下公共工事の動向（7月分）
- ⑪建退共だより
- ⑬法律相談コーナー
- ⑭建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑮建設業総合補償制度のご案内
- ⑯岡山県からのお知らせ
- ⑰岡山働き方改革推進支援センターからのお知らせ

白石島海水浴場[笠岡市]（提供：岡山県観光連盟）

**栄えある表彰
国土交通大臣表彰（建設事業関係功労）
住 吉 孝 文 氏**

国土交通省は、長年建設業に従事し、建設事業の推進、業界の発展に寄与した功績が顕著な個人に対して表彰を行っています。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 元理事

（岡山県建設業協会玉野支部 元支部長）

住 吉 孝 文 氏（児島建設(株) 代表取締役）

が、国土交通大臣表彰の栄をになわれ、7月10日（木）に、中野国土交通大臣から表彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



住吉 孝文 氏

栄えある表彰
岡山県知事表彰（建設事業関係功労）
蜂谷 泰祐 氏

岡山県は、長年建設業に従事し、建設業の推進、業界の発展の寄与した功績が顕著な個人に対して表彰を行っています。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 副会長

（岡山県建設業協会西支部 支部長）

蜂谷 泰祐 氏（蜂谷工業(株) 代表取締役社長）

が、岡山県知事表彰の栄をになわれ、7月22日（火）に、笠原岡山県副知事から表彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



蜂谷 泰祐 氏

岡山県下建設業

景況レポート（4月～6月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、**B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）**です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1／2 =△2.5
やや良い		15%					
変わらず		45%	—	変わらず	45%		
やや悪い		20%	}	悪	い	30%	
悪	い	10%					
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

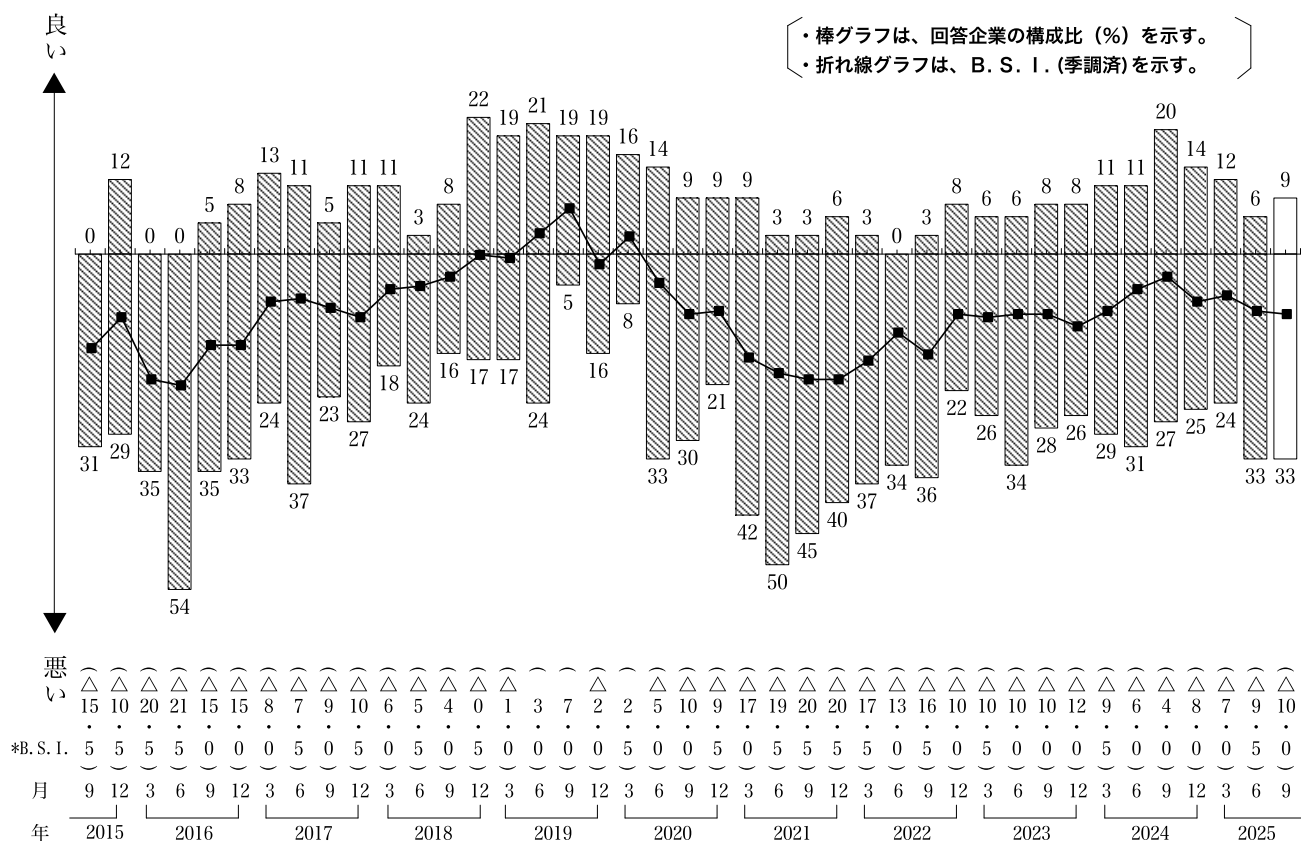
I. 岡山県の状況

1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 7.0	↘	△ 9.5	↘	△ 10.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 4.5	↘	△ 11.5	↗	△ 10.5
	官 公 庁 工 事※	△ 11.5	↘	△ 12.0	↘	△ 16.0
	民 間 工 事※	0.0	↘	△ 5.0	↘	△ 9.0
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	2.0	↘	△ 4.0	↗	△ 3.0
(4) 金 融	銀 行 等 貸 出 傾 向	3.5	↘	0.0	↗	1.5
	短 期 借 入 金※	2.0	↗	3.0	↘	△ 3.0
	短 期 借 入 金 利	24.0	↗	25.0	↘	21.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 3.0	↗	△ 1.0	↘	△ 4.0
	資 材 の 価 格	31.0	↘	26.5	↘	26.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 28.0	↗	△ 24.0	↘	△ 33.0
	建設労働者の賃金	30.0	↗	31.0	↗	32.5
(7) 収 益	※	△ 3.5	↘	△ 9.5	↘	△ 15.0

(注) ・B.S.I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B.S.I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



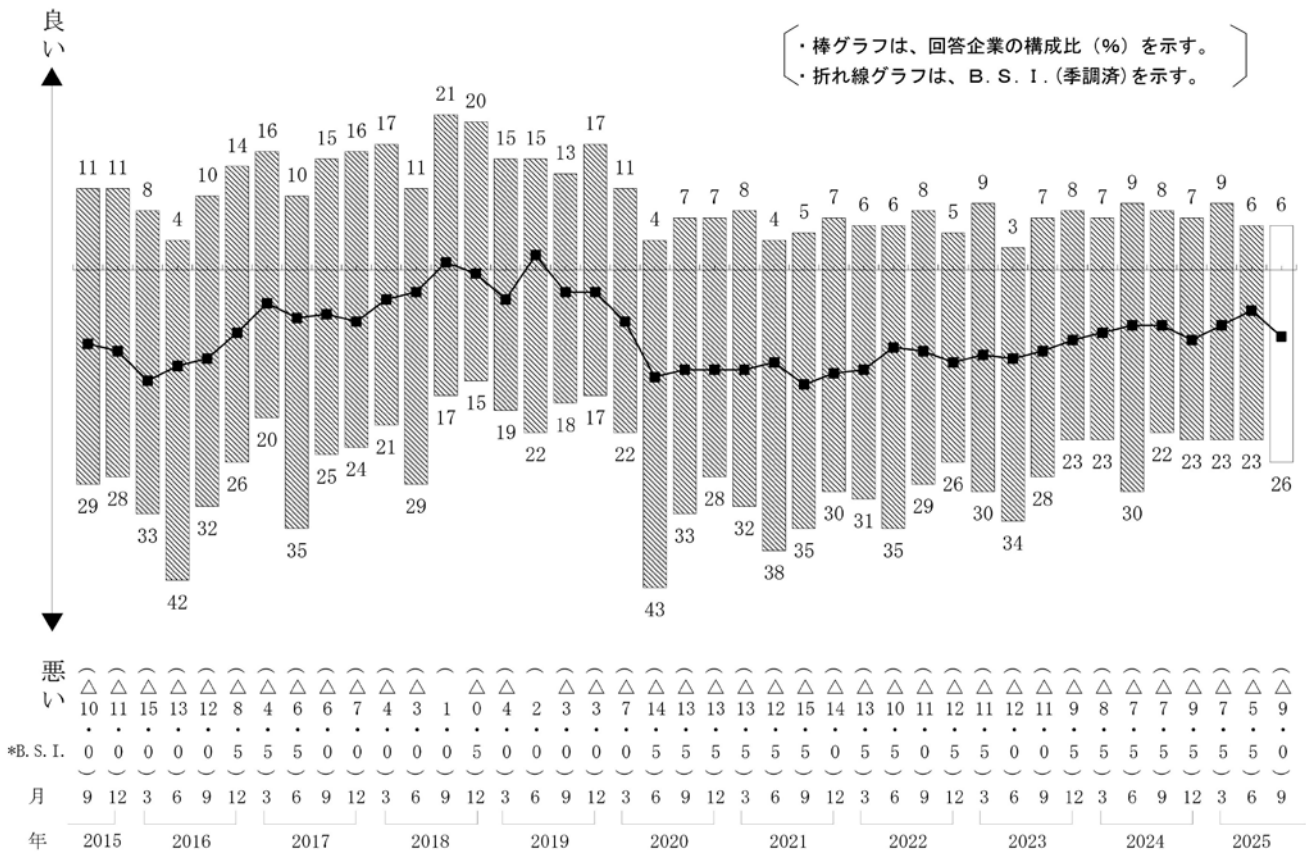
Ⅱ. 中国地区の状況

1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 7.5	↗	△ 5.5	↘	△ 9.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 11.5	↗	△ 7.0	↘	△ 11.0
	官 公 庁 工 事※	△ 13.0	↗	△ 10.0	↘	△ 12.0
	民 間 工 事※	△ 5.5	↗	△ 2.5	↘	△ 8.0
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	0.0	↗	1.5	↘	△ 0.5
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	5.0	↗	6.0	↘	5.0
	短 期 借 入 金※	3.0	↘	1.0	↘	△ 0.5
	短 期 借 入 金 利	19.0	↘	18.0	↘	16.5
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 3.5	↗	△ 3.0	↘	△ 5.0
	資 材 の 価 格	29.5	↘	29.0	↘	28.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 26.0	↗	△ 23.5	↘	△ 27.0
	建設労働者の賃金	26.5	↗	27.0	↘	24.5
(7) 収 益	※	△ 6.5	↗	△ 4.5	↘	△ 11.0

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
<https://www.wjcs.net/keikyo/>

岡山県下公共工事の動向〈7月分〉

西日本建設業保証㈱岡山支店

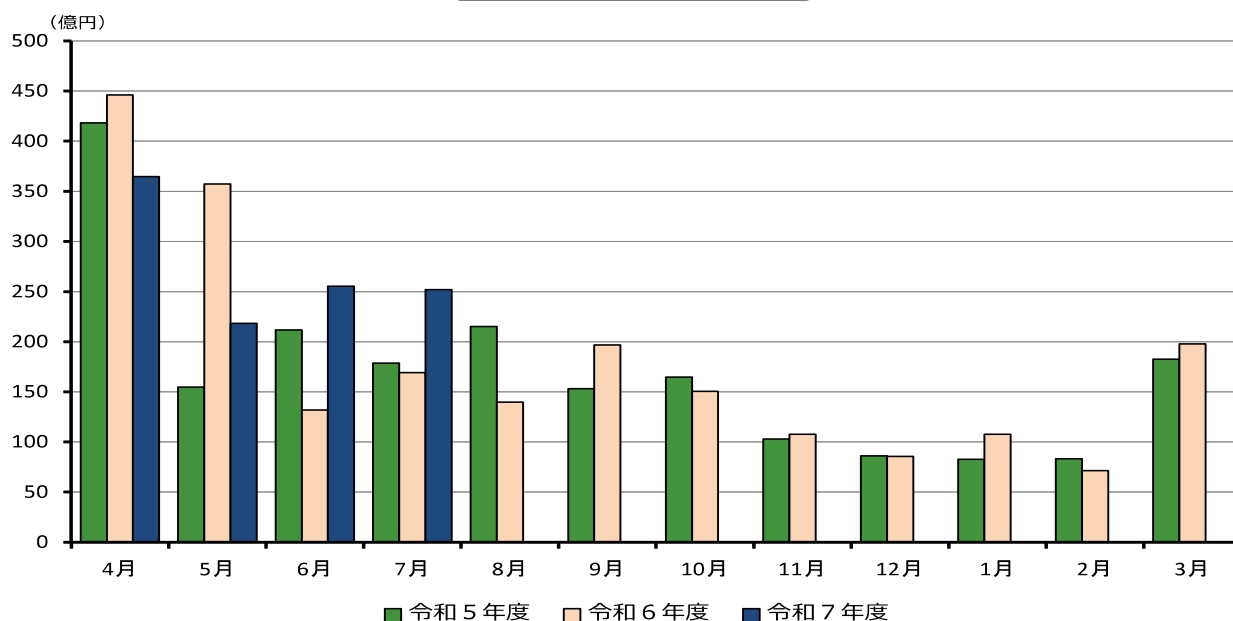
I. 単月（令和7年7月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	25	2,784	8	213	47.1%	8.3%
	独立行政法人等	8	1,934	1	874	14.3%	82.6%
	岡 山 県	158	4,120	15	917	10.5%	28.7%
	市 町 村	247	11,140	24	1,383	10.8%	14.2%
	その他公共的団体	5	5,204	2	4,870	66.7%	1461.9%
合 計		443	25,183	50	8,260	12.7%	48.8%
令和6年度		393	16,922	17	▲954	4.5%	▲5.3%
令和5年度		376	17,876	39	1,629	11.6%	10.0%
令和4年度		337	16,247	▲18	▲58	▲5.1%	▲0.4%
令和3年度		355	16,305	▲79	▲1,073	▲18.2%	▲6.2%

月別請負金額の推移



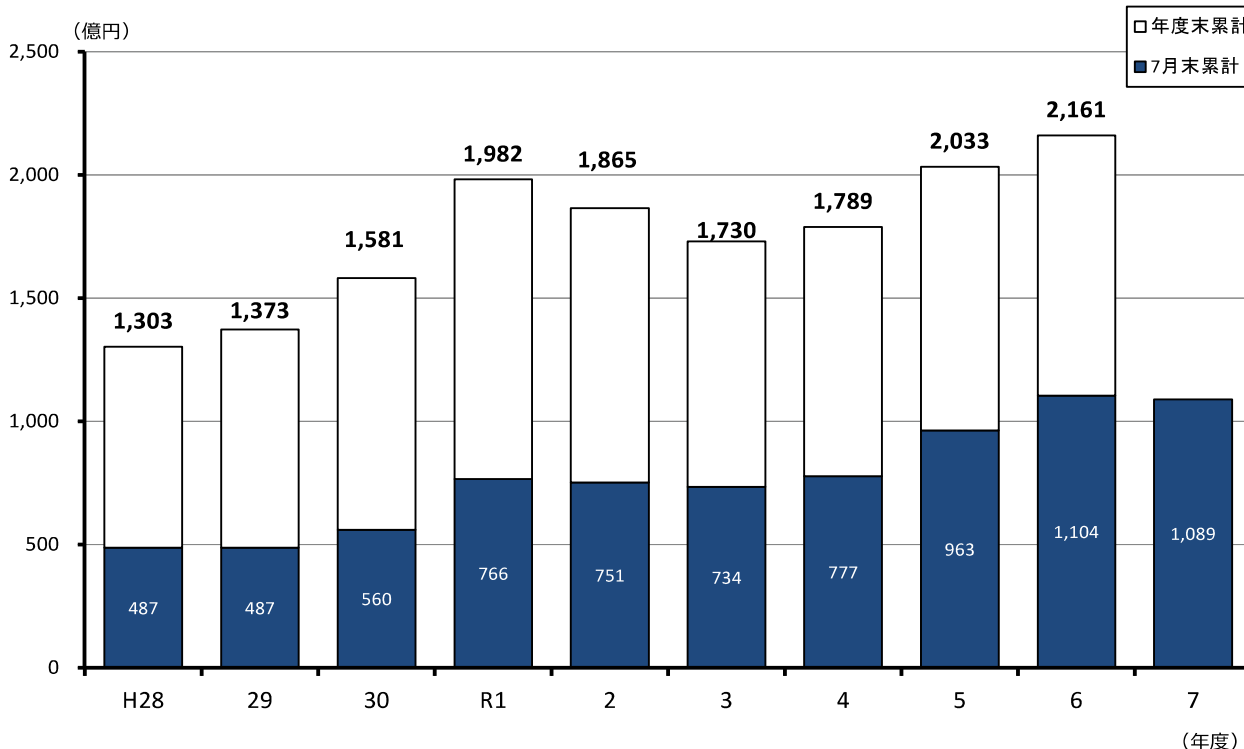
Ⅱ．累計（令和7年4月～令和7年7月）

1．全般の状況

（金額単位：百万円）

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	86	11,799	21	2,561	32.3%	27.7%
	独立行政法人等	35	18,434	5	5,795	16.7%	45.9%
	岡山県	496	14,132	45	719	10.0%	5.4%
	市町村	695	48,384	5	▲19,825	0.7%	▲29.1%
	その他公共的団体	12	16,231	▲5	9,280	▲29.4%	133.5%
合 計		1,324	108,982	71	▲1,468	5.7%	▲1.3%
令和6年度		1,253	110,451	▲16	14,106	▲1.3%	14.6%
令和5年度		1,269	96,345	79	18,622	6.6%	24.0%
令和4年度		1,190	77,723	▲23	4,318	▲1.9%	5.9%
令和3年度		1,213	73,405	▲58	▲1,696	▲4.6%	▲2.3%

月別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地 区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡 山 地 区	43,134	1,374	3.3%	国	5,284	895	20.4%
				独法等	3,151	▲26	▲0.8%
				岡山県	4,477	▲123	▲2.7%
				市町村	25,049	▲3,157	▲11.2%
				その他	5,171	3,786	273.4%
東 備 地 区	3,066	▲1,525	▲33.2%	国	218	218	<
				独法等	1,792	▲596	▲25.0%
				岡山県	732	▲252	▲25.7%
				市町村	323	▲894	▲73.5%
				その他	0	0	-
倉 敷 地 区	20,969	▲6,891	▲24.7%	国	2,408	430	21.8%
				独法等	1,790	1,790	<
				岡山県	2,094	14	0.7%
				市町村	14,065	▲8,506	▲37.7%
				その他	612	▲619	▲50.3%
井 笠 地 区	18,896	7,623	67.6%	国	3,028	760	33.5%
				独法等	710	▲520	▲42.3%
				岡山県	1,290	481	59.6%
				市町村	3,869	1,137	41.7%
				その他	9,996	5,764	136.2%
高 梁 地 区	865	▲2,960	▲77.4%	国	144	125	673.1%
				独法等	0	0	-
				岡山県	241	▲118	▲32.9%
				市町村	478	▲2,967	▲86.1%
				その他	0	0	-
新 見 地 区	3,680	1,700	85.9%	国	69	▲7	▲9.5%
				独法等	1,679	1,436	592.2%
				岡山県	904	334	58.6%
				市町村	1,026	▲63	▲5.8%
				その他	0	0	-
真 庭 地 区	9,124	1,246	15.8%	国	24	▲4	▲15.4%
				独法等	6,947	2,150	44.8%
				岡山県	1,275	8	0.7%
				市町村	876	▲907	▲50.9%
				その他	0	0	-
津 山 地 区	4,767	▲2,671	▲35.9%	国	411	84	25.9%
				独法等	372	▲427	▲53.4%
				岡山県	1,686	▲248	▲12.9%
				市町村	1,844	▲2,428	▲56.8%
				その他	451	349	339.9%
勝 英 地 区	4,479	633	16.5%	国	208	58	38.6%
				独法等	1,989	1,989	<
				岡山県	1,429	624	77.5%
				市町村	851	▲2,038	▲70.5%
				その他	0	0	-
合 計	108,982	▲1,468	▲1.3%	国	11,799	2,561	27.7%
				独法等	18,434	5,795	45.9%
				岡山県	14,132	719	5.4%
				市町村	48,384	▲19,825	▲29.1%
				その他	16,231	9,280	133.5%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
中小計	1,209	49,057	61	2,220	5.3%	4.7%
大手計	79	27,244	12	13,600	17.9%	99.7%
共同企業体	36	32,681	▲2	▲17,289	▲5.3%	▲34.6%
合 計	1,324	108,982	71	▲1,468	5.7%	▲1.3%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
土 木	786	46,733	70	9,424	9.8%	25.3%
建 築	141	30,624	▲33	▲18,186	▲19.0%	▲37.3%
電 気	80	7,498	12	270	17.6%	3.7%
管	49	9,412	▲7	957	▲12.5%	11.3%
測量・調査・設計	209	2,676	27	491	14.8%	22.5%
その他	59	12,037	2	5,574	3.5%	86.2%
合 計	1,324	108,982	71	▲1,468	5.7%	▲1.3%

(建退共だより)

建退共は 電子申請がラク!

今までの
申請業務を
電子申請方式で
スマート化!

電子申請方式で
建設業に
働き方改革を!

電子申請は良いことたくさん! 詳細は裏面へ



建設現場で働く労働者のための国の退職金制度です。

オンラインで
業務効率化!

工事関係書類の
電子化にも対応!

発注機関等への
提出作業が軽減!

建退共

K E N T A I K Y O

詳しい情報はこちら!

Q 建退共

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>



独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

〒170-8056 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866



掛金納付をもっと便利に！ 電子申請方式

8つのメリット

MERIT
1

金融機関窓口で共済証紙を 購入する必要はありません！

社内のPCから建退共の電子申請専用サイト(専用サイト)にログインの上、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を購入できます。※1

MERIT
2

共済手帳への証紙貼付・消印や 下請への現物交付が不要です！

自社及び下請労働者の就労日数を専用サイトに登録することで、事前に購入した退職金ポイントから掛金が充当されます。専用サイト上で全て(自社・下請)の掛金納付が可能です！※2

MERIT
3

共済証紙受払簿の作成や 在庫管理が不要です！

専用サイトで退職金ポイント購入額や掛金充当額が自動管理され、社内のPCで確認できます。

MERIT
4

共済手帳の新規申込が オンラインで申請できます！

共済手帳の新規申込を専用サイトで申請することができます。その他共済手帳や共済契約者証の紛失による再交付も申請可能です。今後、オンライン申請ができる手続きを拡充する予定です。

MERIT
5

加入・履行証明願の作成が 負担軽減されます！

専用サイトから「建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書」をダウンロードすることにより決算期間内の掛金納付状況が確認できます。
「加入・履行証明願」への転記が可能です。

MERIT
6

公共工事における工事関係書類の 電子化に対応しています！

国土交通省から各地方整備局等への通達により、建退共の掛金収納書も電子化に対応しています。※3

MERIT
7

発注機関等への提出・提示書類が 軽減されます！

発注機関等による建退共制度の履行確認時において、共済証紙にかかる様式等の提出・提示が不要です。
(工事別共済証紙受払簿・共済証紙貼付状況報告書等)

MERIT
8

公共工事における 各種書類の保存に便利です！

公共工事における書類は、掛金充当状況の確認のため、工事完成后1年間保存することとされています。
電子データでの保存が可能のため、ペーパーレス化が図れます。

※1 退職金ポイントはペイジーまたは口座振替で購入できます。お手元の共済証紙は退職金ポイントに交換できます。※2 電子申請専用サイトに登録する工事情報や就労実績データは「就労実績報告作成ツール」を使って作成します。CCUSの就業履歴を活用することによりさらに効率化が図れます。※3 国技建管第26号「工事関係書類の標準様式」の改定について(令和3年3月31日付)

電子申請専用サイトの
お試し体験ができます！

建退共電子申請専用サイト体験版はこちら



電子申請方式について

電子申請方式全般の詳細はこちら



電子申請方式システム操作方法についてのお問い合わせ先(専用コールセンター)

建^{EN}退^{AI}共^{YO}
設業 職金 済制度

TEL

0120-006-175

受付は土・日・祝日を除く平日9:00～17:00

(2024.09)

第182回「下請」というワードがなくなる！？下請法の改正

●相談内容●

来年の1月に下請法の改正がなされるということを聞いています。今後気を付けていくべきことはあるでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

下請法の概要

最近のニュースで、複数件、長期間、金型の無償保管をさせていたという問題が取り上げられていたと思います。

これは下請法に定める禁止事項である「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するものであり、法律に従い、勧告がなされています。

下請法は、他にも禁止行為として、「下請代金の支払遅延（60日以内）」、「下請代金の減額」「買いたたき」等が定められており、これらに違反した場合は公正取引委員会から勧告・指導がなされ、最悪の場合罰金となります。また、公正取引委員会のホームページで勧告された企業は公表されることになります。

下請法が適用される対象の取引は、現状、双方の会社の資本金の額のみが参照されています。例えば図面の作成などの「役務提供委託」については資本金が5千万円を超える会社が、資本金5千万円以下の会社と取引する場合又は資本金が1千万円を超えて5千万円以下の会社が、資本金1千万円以下の会社と取引する場合が適用対象となります。

下請法の概要と具体的な法改正の内容

令和8年1月から、下請法の改正がなされ、法律名が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」となり、通称は「取適法（とりてきほう）」となります。つまり、「下請法」という呼称がなくなることとなります。

合わせて、「下請」という概念も廃止され、それぞれ「下請事業者」→「中小受託事業者」、「親事業者」→「受託事業者」という概念が用いられるようになります。

法律の内容についても、複数の改正があります。具体的には、代金額の協議をすることが受託事業者に義務付けられるようになりました。これは、物価高騰による仕入れ値の変動等が生じた場合等において、中小企業事業者が代金について交渉できる場を設けるために制定されたものです。他にも、支払方法として、手形払いが禁止になりました。

さきほど説明した、法律が適用される対象も取引についても改正がなされています。改正後は、資本金の額のみでなく、契約当事者それぞれの従業員数によっても法律適用が認められることにもなりました。具体的には、300人を超える従業員を有する会社が300人以下の従業員を有する会社と取引する場合（「役務提供委託」については、100人を超える従業員を有する会社が100人以下の従業員を有する会社と取引する場合）にも、法律が適用される対象になりました。

他企業との協力関係で業界の更なる発展を

今回の改正は、何とんでも、これまで以上に買いたたきを防止し、業者間で、上下関係などない完全な協力関係を築くことに主眼が置かれています。

現下請法、改正後の取適法について、従業員含めて詳細に周知したいということであれば研修をご依頼ください。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

ホームページを刷新しました！

当財団のホームページを8月8日に全面的に刷新いたしました。

この機会に当財団ホームページをご覧ください。

刷新に伴う大きな変更点は次の通りです。

- (1) 建設共済保険制度の10のポイントから赤字で表示した項目を中心にニューバージョンにし、「さらに新しくなった建設共済保険制度の10のポイント」へ変更しています。
- (2) 「当財団ホームページ活用の手引き」を追加し、新規加入を検討する場合や保険金区分の増額を検討する場合などのインデックスを設けることでホームページを活用しやすくしています。
- (3) 「最新のお知らせ」を追加し、共済団の動向や出来事など常に最新の情報を発信しています。
- (4) 都道府県建設業協会の皆様へ」を追加し、従来掲載していなかった詳細な内容を掲載することで共済団の活動内容への理解をより深めていただくことを目的としています。

《トップページ》

The screenshot shows the homepage of Kyousaidan. At the top, there is a navigation bar with links for '当財団について' (About Us), '保険をご検討の方' (Those considering insurance), 'ご契約者の方' (Policyholders), and 'その他の事業について' (About other businesses). Below the navigation bar is a large banner featuring a construction worker and a woman. The banner text reads: 「安い掛金・手厚い補償」 (Low premiums, generous compensation), さらに新しくなった！ (Even more newly updated!), 建設共済保険制度の10のポイント (10 points of the construction mutual insurance system). A green box highlights this banner with the annotation (1). Below the banner is a section titled '当財団ホームページ活用の手引き' (How to use the Kyousaidan homepage), with a green box and annotation (2) pointing to it. Below that is a section titled '最新のお知らせ' (Latest news), with a green box and annotation (3) pointing to it. At the bottom, there is a section titled '都道府県建設業協会の皆様へ' (To all members of the prefectural construction industry association), with a green box and annotation (4) pointing to it. The text in this section reads: 建設業協会会員、建設業協会事務局の方はこちらをご覧ください。 (Please see here for members of the construction industry association and the association's secretariat.)

お問い合わせ先：公益財団法人 建設業福祉共済団 03-3591-8451 <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設業 総合補償制度のご案内

毎月の中途加入も可能です!!



低廉な掛け金で工事に起因するリスクを包括的に補償します!

補償制度の特徴

1 会員専用の補償制度で 保険料が割安

割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより個別
加入と比較して低廉な保険料



2 年間包括契約方式で 加入手続きが簡単

簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
工事ごとに保険を手配する必要がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)



3 無料法律相談

安心
サポート

補償制度加入者限定のサービスと
して建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます



4 自社所有建機等も カバー

幅広い

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能!!



事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一、事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。

※詳細は「パンフレット」をご覧ください。

●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0835

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

「みんなで防ごう交通事故県民運動」

【運動期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日

【スローガン】 守ろう交通ルール、高めよう交通マナー

【重点目標】 (1) 全ての道路利用者の交通ルール遵守の徹底
(2) 思いやりとゆずり合いによる交通マナーアップ
(3) 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
(4) 子どもと高齢者等の安全な通行の確保

ドライバーの皆さんへ

- 信号機のない横断歩道における歩行者優先
- 信号、合図の遵守、車間距離の保持
- 制限速度はもとより道路状況に応じたスピードダウンの実践
- スマートフォン等の使用等による「ながら運転」の禁止
- 日没前のライト点灯と対向車や先行車がない場合のハイビームの活用
- 全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用
- 思いやり、ゆずり合い運転の実践と運転への集中

自転車の皆さんへ

- 自転車は「車両」であり、自転車利用者は車両の運転者としての責任を自覚して交通ルールを遵守

【自転車安全利用五則】

- ① 車道は原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライト点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

- 昨年までの過去10年間に、県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍高いことなどを踏まえて、被害の軽減を図り、命を守る観点からヘルメットを着用
- 自転車損害賠償責任保険（共済）への加入
- 酒気帯び運転及びスマートフォン等の使用等「ながら運転」の禁止（令和6年11月1日道路交通法一部改正）

歩行者の皆さんへ

- 走行車両の直前直後の横断の禁止と横断歩道の使用
- 道路横断時の安全確認の徹底
- LEDライト、夜光反射材等の活用
- 横断歩道の横断時には、接近車両への「アイコンタクト」「手上げ」により、横断の意思表示を実践



令和7年度 厚生労働省委託事業

岡山働き方改革 推進支援センター

働き方改革
ワンストップ
**無料
相談**

こんなお悩みや課題は迷わずご相談ください!



就業規則
見直し

活用可能な
助成金

三六協定の
締結・届出

年収の壁
について

人材不足対応
(育成含む)

岡山県働き方広報キャラクター
ももにんにん



賃金引上げに
向けた
取り組み

同一労働
同一賃金



時間外労働の
上限規制

※これらは
相談事例の一部です。
他の相談もOK。

忍耐力と身軽さと機敏さで、神出鬼没にいろんな場面で登場します。
[仕事も、プライベートも、質も、効率も]。岡山県において中小企業の働き方改革を推進するキャラクターです。

社会保険労務士が無料で 相談対応等のご支援をいたします

個別企業訪問相談

貴社を訪問し、専門家と
対面相談

電話・来所相談

当センター内で専門家と
電話と来所の相談

セミナー開催・講師派遣

セミナー・WEBセミナーの
実施開催

オンライン相談

Zoom等でオンライン
相談ができます



おまかせあれ!

岡山働き方改革推進支援センター

〒700-0985 岡山県岡山市北区厚生町3丁目1-15
岡山商工会議所ビル8F 812号

☎ 0120-947-188 受付時間 平日 9:00～17:00

✉ okayama@workstylereform.net

岡山働き方改革推進支援センター

<https://natarakikatakakaku.mhlw.go.jp/consultation/okayama/>



LINE
公式アカウント



申込フォーム

専門家による無料出張相談 申込票

右の二次元コード「申込フォーム」からお申し込みください。

E-Mailの方は、okayama@workstylereform.net へ下記内容をお送りください。

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
住 所	〒 -		
氏 名		担当部署 ・ 投職	/
電 話	() -	FAX	() -
Eメール	@		
相談希望日時 （専門家を選定しますので、10日～2週間後で日程を設定ください）	(○月○日 午前、午後、一日中 等の記載も可です。専門家と後日調整に ☒ でも結構です) 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から ☐ 専門家と後日調整		
相談内容 （最大2つまで ☒ して ください）	☐ 生産性向上・業務効率化 ☐ IT活用 ☐ 人材採用・教育訓練 ☐ テレワーク・在宅勤務 ☐ 給与体系・賃金制度・評価制度 ☐ 就業規則 ☐ 有給休暇 ☐ 同一労働・同一賃金 ☐ 労働時間管理・時間外労働 ☐ 高齢者活用・再雇用 ☐ 女性の活躍推進 ☐ 補助金・助成金 ☐ 外国人の就労・受け入れ ☐ 年取の壁について ☐ その他 ()		
	特に相談したい内容をご記入ください。(専門家も準備ができます)		
セミナーへのご要望	聞きたいテーマがあればご記入ください。(WEBセミナーを含む)		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

岡山働き方改革推進支援センター（受託者／全国社会保険労務士会連合会）

〒700-0985 岡山県岡山市北区厚生町3丁目1-15 岡山商工会議所ビル8F 812号

☎ 0120-947-188 ✉ okayama@workstylereform.net

7. 7.10 建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰（東京）
7. 7.22 建設事業関係功労者等岡山県知事表彰

とれたて おかやま いただきます！



進めよう！
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp